

委員提出資料

- ・ 安部委員 P 1
- ・ 宮島委員 P 3

安部委員

案2を前提として、以下の件が重要だと思います

（1）準備スケジュール

2022（令和4）年度：児童福祉法の改正成立（仮定）

2022年度後半：カリキュラム、試験の方法、認定機関の詳細決定、公示

2023（令和5）年度：認定機関の立ち上げ

- ・（カリキュラムに従った教材作成）
- ・指定研修実施機関の認定
- ・試験の準備

2024（令和6）年度：施行（仮定）

- ・（100時間の）指定研修の実施
- ・実務者・保育士へのソーシャルワークに関する研修の実施
- ・試験問題の作成と実施
- ・認定証の交付（年度末？）

⇒ 早急に取り組まないと間に合わない

（2）養成校ルート（大卒新人）の早期設定の必要性

- ①（案2）では、養成校で社会福祉士等を取得して就職しても、実務経験を最低2年積まないと子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の資格取得ができない（2年間で指定研修を受けたとして）
- ②現状でも児童福祉司には社会福祉士等の資格があれば任用できるが、児童福祉司の採用は厳しい
- ③養成校の学生は、子ども家庭福祉分野への関心は高いが就職率は高くない
- ④新人が入ってこない、児童相談所の需要に人材供給が間に合わない

⇒ （1）も重要だが、（2）も早急に取り組む必要がある

宮島委員

社会的養育専門委員会 2022年2月3日会議に関わる委員提出意見

日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

これまでの議論に参加させていただいたことを深く感謝を申し上げます。

ここ数日、2020年、2021年に発生した児童虐待事案に関わる公判や自治体による検証結果とこれへの対応案等に関する報道が続いています。

また、時を同じくして、小中学校教員の確保の困難さ、具体的には採用倍率の低下や産休・育休・病休者の代替者確保ができない状況などが報じられています。これと同様の困難さが、子ども家庭福祉の実践現場でも起きています。

これらを踏まえても、児童相談所、市町村、児童福祉施設等の実践現場における体制整備、とりわけ専門性の高い人材の確保、定着、育成が喫緊の課題であることを、改めて思い知らされています。

今般、1月28日に自由民主党政務調査会厚生労働部会が、「厚生労働部会 児童福祉法改正にあたっての取り決め」をまとめられたことを拝見し、その内容において、厚生労働省において進められて来た内容と私たち委員が検討して来た内容をお受け止めいただき、施策を前に進めるようにとの支持を頂いたものと理解し、意を強くしています。

その上で、専門委員会の取りまとめ案に関して、以下のとおり意見を申し上げます。

- 1 報告書案の資格の部分に関しては、今までの議論の経過、示された当初案、意見を受けた案1と案2、これらへの意見について、基本的には適切に記録されていると受け止めます。
- 2 ただし、冒頭に記された「子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上を図るため、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するとともに、子どもをとりまく家庭の複雑な課題（例えば、生活困窮のケースや親が精神疾患のケース）に対応できるよう…」という目的を達成するためには、また、過去の議論の内容を振り返る（例えば、2021年12月17日の安部委員の意見、宮島の意見他）と、案1、案2のいずれの場合でも、報告書本文に、以下の意見があった旨の記述を加え、案1と案2の図内の記述にも修正を加えて頂くことを要望します。（図の中の記述は、今後図を示す場合）

○ 基礎資格は「専門職としての入口に立てる者」として認められた者に付与されるものであり、上乘せ資格とは、専門職として一定の実践力を有していることを認められた者に付与されるべきものである。よって、行われる試験は、真に実践力があることを確認できるものにするべきであり、実践者にとって過剰な負担になるものではなく、子ども家庭ソーシャルワークに携わるものが自らの実践力の向上に取組むインセンティブになるものにすべきである。

○ 当面の間の経過措置として設けられる現任者ルートによって新たな資格の付与

を目ざす場合においては、ソーシャルワークの共通基盤を獲得していることを確認するための内容も含めて試験を行うべきである。

案1の図における試験に関する記述は以下のように改める。(今後使用する場合)

③試験実施を検討

※具体的には今後設計するが、認定機構（仮称）がルートに応じて実施する試験内容を検討。

- ・学生ルートでは知識・実践両方必要
- ・子ども家庭福祉分野の現任者等のルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容
- ・当分の間の経過措置による現任者ルートでは、ソーシャルワークに関する知識も必要

案2の図における試験に関する記述は以下のように改める。(今後使用する場合)

※具体的には今後設計するが、認定機構（仮称）がルートに応じて実施する試験内容を検討。

- ・既存の有資格者ルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容
- ・当分の間の経過措置による現任者のルートでは、ソーシャルワークに関する知識も必要

注：「今後使用する場合」とは、報告書において議論の経緯を残す場合には修正できないと思われることから付した説明です。どちらかの案を決定し、それに図を示す場合には、「今後使用する場合」にあたるものとしています。